

「(仮称) 四日市市工場立地法市準則条例(案)の骨子」に対する意見の内容と市の考え方について 【パブリックコメント(令和元年11月1日~11月30日)】

No.	意見の内容	意見に対する考え方
○ 環境		
1	<p>一時期、四日市といえば公害の代名詞の町といわれる“四日市公害”を汚名返上できたのは、市行政・工場の努力があったればこそと評価しています。しかし、公害で苦しむ人びとが現存しているのもまた事実です。</p> <p>四日市の街がきれいになったのは、上記標題の条例に基く“緑を確保”する努力があったればこそです。</p> <p>私たちは子々孫 次世代の人びとに残せるものの最大のことそれは→自然の浄化、「きれいな町四日市」でなければなりません。上記条例の改正=改悪は絶対に容認できません。さら一層の浄化、“日本一のきれいな町四日市”をめざしてください。</p>	<p>・ 甚大な産業公害を経験しました本市は、これまで、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和51年度には、ぜん息の主な原因とされる二酸化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。本市といたしましては、二度と公害を起こさないという決意のもと、さらなる環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>・ 一方、環境保全と産業振興の両立を目指す本市としては、雇用や税収の確保など市の活性化につながる産業振興も重要であり、今後ともより良い環境を維持していくためには、企業の協力も必要であると考えています。このため、今回の検討案は、工業地域・工業専用地域に限定しており、また工場敷地内の周辺部の緑地が維持され、環境面、安全面に即した設備への更新に資することから、本市としては環境と産業の調和が図られた取り組みとして進めてまいります。</p>
2	<p>緑地面積率緩和に反対です。</p> <p>私は50年ぐらい前は仕事で名古屋から津へ23号線を通り抜けていました。臭いがひどい、煙が一杯、夏は酷暑なのに車の窓を閉め切って四日市の煙地帯を通り抜けていました。最もひどい部分では息を詰めていました。</p> <p>四日市ぜんそく、四日市公害はあまりにも有名で多くの人が病気になるしました。</p> <p>こんな歴史を持つ四日市で環境破壊に打ち勝ってやっときれいな空気を取り戻した四日市の環境を逆行させることには反対です。</p> <p>他の工場地帯ではともかくもこの四日市では逆行はいけません。多く犠牲者にあの世で顔を合わせることが出来ません。</p>	<p>・ 甚大な産業公害を経験しました本市は、これまで、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和51年度には、ぜん息の主な原因とされる二酸化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。また、様々な環境対策も推進しており、悪臭対策としては平成28年1月に悪臭防止法に基づく臭気指数規制を導入し、規制を強化したところ です。本市といたしましては、引き続き、環境改善への取り組みを推進していきます。</p> <p>・ 一方、環境保全と産業振興の両立を目指す本市としては、雇用や税収の確保など市の活性化につながる産業振興も重要であり、今後ともより良い環境を維持していくためには、企業の協力も必要であると考えています。このため、今回の検討案は、工業地域・工業専用地域に限定しており、また工場敷地内の周辺部の緑地が維持され、環境面、安全面に即した設備への更新に資することから、本市としては環境と産業の調和が図られた取り組みとして進めてまいります。</p>
3	<p>私が、高校生だったとき卓球の練習で三菱化学の海山道の体育館を使ったとき、くさい匂いで、びっくりしました。その思いもあり公害防止の点からも緑地面積を減らすのに反対です。</p> <p>また四日市の公害のイメージをなくすために緑地面積を増やしてください。</p>	<p>・ 甚大な産業公害を経験しました本市は、これまで、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和51年度には、ぜん息の主な原因とされる二酸化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。また、様々な環境対策も推進しており、悪臭対策としては平成28年1月に悪臭防止法に基づく臭気指数規制を導入し、規制を強化したところ です。本市といたしましては、引き続き、環境改善への取り組みを推進していきます。</p> <p>・ 一方、環境保全と産業振興の両立を目指す本市としては、雇用や税収の確保など市の活性化につながる産業振興も重要であり、今後ともより良い環境を維持していくためには、企業の協力も必要であると考えています。このため、今回の検討案は、工業地域・工業専用地域に限定しており、また工場敷地内の周辺部の緑地が維持され、環境面、安全面に即した設備への更新に資することから、本市としては環境と産業の調和が図られた取り組みとして進めてまいります。</p> <p>・ また、過去の公害の歴史を踏まえ、その教訓を市内外はもとより、世界各国へ情報発信していくことも本市の責務であると考えますので、平成27年3月に開館いたしました「四日市公害と環境未来館」を中心として、市民、企業、行政が一体となった本市の環境改善の取り組みをしっかりと発信してまいります。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
4	<p>四日市市の工場緑地率緩和について「反対」です。以下、その根拠を述べます。</p> <p>1. 当初、この法律の国準則では「環境施設 25 %以上」「緑地 20 %以上」であったものが、以降 2 度の経過を経て都道府県準則・市準則へと移り緩和措置がとられています。地元企業と密接な関係のある市行政の責任はより大きくなったということになります。</p> <p>2. この度、四日市市が打ち出している緩和方針は、その責任すら緩和しようということになります。</p> <p>「(仮称) 四日市市工場立地法市準則条例(案)の骨子」について、特に「4 条例の概要」に絞って述べてみます。</p> <p>(1) 条例の考え方</p> <p>第 1 項「市内企業の流出防止」とありますが、現状規制で実際に企業が市外に出たいという実状がどの程度あるのか全く不明です。「新たな基準」もその詳細は揭示されていません。資料不足です。</p> <p>第 2 項「環境に配慮しつつ企業の投資を促す基準」とはどのような内容なのか、明らかにされていません。また「特に環境に配慮した基準」についても同様です。</p> <p>第 3 項「環境へ配慮する本市」が「工場と工場周辺の地域の生活環境との調和」と言った場合この「調和」とはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>(2) そして具体的な内容としてそれぞれ 5 %の緩和が提示されていますが、以上のような「骨子」内容からはその妥当性と必要性が説明されていません。</p> <p>3. 四日市市は公害の歴史をふまえて、どの都市よりも厳しい基準を堅持すべきです。そもそも法規制以前の既存工場の平均が緑地率 11、2 % (施設 12、6 %) という現状があり、さらに敷地外緑地の集落地特例を認めるなど、抜け道の多い規制になっています。これらの改善なくして規制緩和など認められるものではありません。一方で 市は 「総合計画」の中で「SDGs」の重要性を謳っていますが整合性はどこにあるのでしょうか。</p> <p>4. この規制の根拠となる工場立地法は 1973 年成立。翌 1974 年に施行されています。申すまでもなく四日市公害を初めとして全国で公害問題が発生し、公害裁判において厳しい判決が出されたことを受けて制定されたのがこの法規制です。特に四日市は民家に隣接した石油化学コンビナートの立地について、誘致した行政の責任が指弾されています。どの都市よりも厳しい姿勢を堅持した上での企業誘致・育成であるべきでしょう。今も公害認定患者が多数存在する現実も忘れてはなりません。環境部とのすり合わせも密にしながら進めて行くべきです。来年 2 月議会上程は拙速です。公聴会を開催するなどして広範な意見集約を行うべきです。「環境先進都市」を標榜し、「四日市公害と環境未来館」をもつ四日市市の姿勢は全国いや世界からも注目されていることを忘れてほしいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現段階で市内企業の流出について具体的に把握しておりませんが、現状の社会情勢をふまえると、今後流出の可能性もあると危惧しているところです。 ・ ご意見にある、「新たな基準」は骨子の 4 (2) であり、「環境に配慮しつつ企業の投資を促す基準」は 4 (2) の「工業地域・工業専用地域」における「新たな緑地面積率」、「特に環境に配慮した基準」は 4 (2) の「準工業地域、住居・商業地域、その他地域」における「新たな緑地面積率」になります。 ・ 環境と産業の両立を目指す本市では、市の活性化につながる産業振興も重要であると考えておりますが、一方で現行法令において、15%以上の環境施設が工場の周辺住居に近い、工場内敷地の周辺部に配置されるよう規定されており、それらの緑地が引き続き確保される割合(環境施設面積率 15%)を下限に設定することが、地域との景観的な調和に不可欠であると考えております。 ・ 本市では工場立地法が施行された昭和 49 年以前から立地している工場が多数あり、法令の規定が後から設けられたため、ご意見にもありましたとおり、緑地面積が規定の面積よりも少ない工場も多く、今回の検討案である環境施設面積率 15%に達しないケースもあります。それらの工場では、面積率の見直しを行ってもなお、緑地を増加させる義務が継続され、法的には、設備を新しく設けるごとに一定の緑地を設置することが求められます。従って、設備投資を促進することが緑地の増加につながる面があり、今回の見直しにより最低限必要となる緑地面積、環境施設面積の割合が下がることで、敷地面積に限りがある多くの工場において投資が行いやすくなることを見込まれ、結果として、工場敷地周辺部の緑地の増加につながるものと考えております。 ・ 策定中の総合計画の案では、計画内に掲げる政策・施策に SDGs の 17 の目標を関連付けて取り組みを進めることとしており、公園緑地や道路等の公共空間におけるグリーンの創出など、緑豊かな住空間の形成を図っていくことや、工場等に対して効果的な環境監視を実施する等総合的な施策展開により産業と環境が調和するまちづくりを行ってまいります。 ・ 甚大な産業公害を経験しました本市では、これまで、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和 51 年度には、ぜん息の主な原因とされる二酸化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。本市といたしましては、二度と公害を起こさないという決意のもと、さらなる環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。また、過去の公害の歴史を踏まえ、その教訓を市内外はもとより、世界各国へ情報発信していくことも本市の責務でありますので、平成 27 年 3 月に開館いたしました「四日市公害と環境未来館」を中心として、市民、企業、行政が一体となった本市の環境改善の取り組みをしっかりと発信してまいります。 ・ 今回の工場立地法に基づく緑地面積率等の見直しにつきましては、市議会、市民、企業の皆様から幅広く意見をいただきながら、関係部局も含めて市全体で検討したものであります。

No.	意見の内容	意見に対する考え方
5	<p>緑地面積率の緩和策に反対である。</p> <p>昨今は CO2 の削減が国際的な課題となっている。そんな時代に先人たちが英知を重ねて取決めた CO2 を吸収する緑地を削減するなど時代錯誤もはなはだしい。それだけでなく本市は四大公害の町ということでフィルターを通して見られている。四日市は何を考えているのだ？と笑われる。</p> <p>むしろ、今こそその CO2 削減にむけて化石燃料の廃止にむけて取組んでいかなければならないのではないか！全国に先がけて新しい挑戦をすることで、四日市のイメージアップに繋がると思う。</p> <p>人間を蝕んだ SO2 公害だが、地球を蝕んでいる CO2 公害こそ今後挑戦していかなければならない人類の喫緊の課題なんだから、</p>	<p>ご意見のとおり、本市においても CO2 の削減が国際的な課題であると認識しており、新燃料への転換等を図っていくこととしておりますが、地球温暖化防止に資する温室効果ガスの削減は、工場立地法の緑地のみで求められるものではなく、本市としましては、市全体の取り組みの中で、温室効果ガスの排出抑制について取り組んでまいります。</p>
6	<p>工場緑地面積を低減する条例案に反対します。</p> <p>現在 CO2 の削減が地球規模の喫緊の課題となっています。今回提案された緩和の基準によって企業が誘致されたとしても、環境保全に配慮しない企業の持続可能性は高いとは思えません。それにより雇用が創出されても、安定性に疑問が残ります。長期的には市にプラスとなるとは思えません。</p> <p>四日市市の資料には先に緩和をした周辺自治体の例はありますが、川崎市や北九州市のように緩和をしない自治体もあります。いずれも公害により苦しんだ地域です。</p> <p>我々四日市市民には公害による被害を風化させない、後世に伝えていく責任があるのと同様、公害を二度と起こさせない責任もあるのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、本市においても CO2 の削減は喫緊の課題であると認識しておりますが、地球温暖化防止に資する温室効果ガスの削減は、工場立地法の緑地だけで求められるものではなく、排出抑制など、本市全体の取り組みの中で進めてまいります。 ・企業における環境保全への配慮につきましては、工場等に対する効果的な環境監視の実施等を通して、適切な指導を行ってまいります。 ・ご意見にありました北九州市は、準工業地域、工業地域、工業専用地域で緑地面積率を 15%以上、環境施設面積率を 20%以上とする市条例を平成 11 年に制定しております。さらに、一部の準工業地域を緑地面積率 10%以上、環境施設面積率 15%以上、一部の工業地域・工業専用地域の緑地面積率 7%以上、環境施設面積率 10%以上とする条例を平成 30 年に制定しております。本市の検討案は、準工業地域は緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上、工業地域・工業専用地域は緑地面積率 10%以上、環境施設面積率 15%以上とするものであります。工場立地法で、各市の自然的、社会的条件を考慮して工場敷地内の緑地率を設定することができるかとされており、北九州市も本市も、それぞれの条件を考慮したうえで、工場立地法の理念のもと設定した値であると考えています。 ・過去の公害の歴史を踏まえ、その教訓を市内外はもとより、世界各国へ情報発信していくことは本市の責務であると考えておりますので、平成 27 年 3 月に開館いたしました「四日市公害と環境未来館」を中心として、市民、企業、行政が一体となった本市の環境改善の取り組みをしっかり発信してまいります。 ・今回の検討案は、工業地域・工業専用地域に限定して緑地面積率の見直しを行っており、また工場内の住居に近いエリアの緑地が引き続き維持される面積率であり、環境面、安全面に即した設備への更新に資するものであることから、環境の保全を図りつつ適正な工場立地を行うという工場立地法上の理念に沿った案であると考えています。
7	<p>とんでもない条例（案）に驚いています。</p> <p>環境問題が議論され、よりよい環境が求められている今日、逆行する条例（案）です。</p> <p>四日市市は公害の歴史を学ぶことにより、より高い基準を掲げていかなければならない自治体ではないのでしょうか。</p> <p>条例（案）の撤回を強く求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甚大な産業公害を経験しました本市は、これまで、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和 51 年度には、ぜん息の主な原因とされる二酸化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。本市としましては、二度と公害を起こさないという決意のもと、さらなる環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。 ・一方、環境保全と産業振興の両立を目指す本市としては、雇用や税収の確保など市の活性化につながる産業振興も重要であり、今後ともより良い環境を維持していくためには、企業の協力も必要であると考えています。このため、今回の検討案は、工業地域・工業専用地域に限定しており、また工場敷地内の周辺部の緑地が維持され、環境面、安全面に即した設備への更新に資することから、本市としては環境と産業の調和が図られた取り組みとして進めてまいります。

No.	意見の内容	意見に対する考え方
8	<p>“企業の皆様が投資しやすい環境を整備”した結果、四日市公害をひきおこし、多くのぜんそく患者さんを苦しめてきたではありませんか。</p> <p>今よりよい地球環境が求められている中、それに逆行するような今回の基準緩和の条例案は断じて認めるわけにはいきません。ただちに撤回してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甚大な産業公害を経験しました本市では、その後、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和 51 年度には、ぜん息の主な原因とされる二酸化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。本市といたしましては、二度と公害を起こさないという決意のもと、さらなる環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。 ・ 一方、環境保全と産業振興の両立を目指す本市としては、雇用や税収の確保など市の活性化につながる産業振興も重要であり、今後ともより良い環境を維持していくためには、企業の協力も必要であると考えています。このため、今回の検討案は、工業地域・工業専用地域に限定しており、また工場敷地内の周辺部の緑地が維持され、環境面、安全面に即した設備への更新に資することから、本市としては環境と産業の調和が図られた取り組みとして進めてまいります。
9	<p>※世の中が SDGs や持続可能な社会づくり 地球温暖化防止など色々環境改善を心掛け取り組み出してきているのに四日市市は目先の事だけを考え、近隣の県や市が四日市市より緑地法が緩いから四日市市も緩くし企業誘致し企業に来てもらおうとしているようにしか思えません。</p> <p>ただでさえ四日市市の緑地面積が桜や小山田地区の森林を破壊してメガソーラーなど設置により削減している状態で輪をかけて企業の敷地内緑地も実際減らしていこうとは残念な気持ちです。</p> <p>※なぜ逆に四日市公害などで学んだ地球環境への配慮のノウハウを生かして環境に優しい町づくりを他から まねされる様にシフトしていけないのでしょうか。</p> <p>※既存の事業所の中には環境問題に取り組み場内緑地を規制以上に樹木を増やしたり剪定した後の廃棄物もCO2削減のためクリーンセンターへ持ち込まず独自で枝葉シュレッダーにかけチップ化し土に還す取り組みをしている事業所もあります。今後その様な地球環境に配慮出来ている企業が生き残っていくと私は思っています。四日市市も数字ばかりで規制したりするのではなく如何に地球環境に配慮でき四日市市の企業がお手本となるようにアドバイスしながらの企業誘致をアピールして欲しいと思っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市としましては、雇用機会の創出、街の賑わいの創出、財政基盤の安定化等を図るため、産業の活性化を進めていくことも市政にとってたいへん重要であると考えております。環境保全を図りつつ適正に工場立地を行うという工場立地法の理念に基づき、今回、工業地域・工業専用地域に区域を限定して、新たな緑地面積率を定めるものであり、検討案が運用されても、周辺の住居と近い工場敷地内の周辺部の緑地は引き続き確保されることや、緑地面積率等の見直しにより設備更新が促進され、省エネ効果が高まり環境面や安全面がより向上するといった効果も考えられる点から、工場と周辺地域の調和に配慮した検討案であると考えています。 ・ 検討案の面積割合は下限の値でありますので、ご意見のように、各工場における周辺地域の土地の利用状況等を勘案して、その地域の住環境の保持に最も寄与するような緑地の配置や種別について、引き続き指導していくとともに、過去の公害の歴史を踏まえ、その教訓や、ご意見にありました地球環境への配慮のノウハウを、市内外はもとより、世界各国へ情報発信していくことは本市の責務であると考えておりますので、平成 27 年 3 月に開館いたしました「四日市公害と環境未来館」を中心として、市民、企業、行政が一体となった本市の環境改善の取り組みをしっかり発信してまいります。
10.	<p>四日市公害の歴史に学ぶなら、1974 年施行の工場立地法による緑地面積率を確保すべきところです。</p> <p>97年の法改正で緩和された基準さえ満たしていない現状において、よりいっそう工場の緑地面積を緩和するという今回の条例案には反対です。</p>	<p>本市では工場立地法が施行された昭和 49 年以前から立地している工場が多数あり、法令の規定が後から設けられたため、緑地面積が規定の面積よりも少ないケースが多く、今回の検討案である環境施設面積率 15%に達しない工場もあります。それらの工場では、面積率の見直しを行ってもなお、緑地を増加させる義務が継続され、法的には、設備を新しく設けるごとに一定の緑地を設置することが求められます。今回の見直しにより最低限必要となる緑地面積、環境施設面積の割合が下がることで、敷地面積に限りがある多くの工場において、投資が行いやすくなることが見込まれ、結果として、工場敷地周辺部の緑地の増加につながるものと考えています。</p>
○ 防災		
11	<p>産業振興に反対するものではありませんが、地震・津波・洪水対策が大きな課題となっています。工場が浸水して、多量の工業用油が流出。住宅地域に汚染が広がりました。また先の大震災でタンク火災が発生したことが記憶にあります。</p> <p>緑地の住環境の保全もさることながら、防災のセーフティーネットとして活用する施策こそ緊急課題ではないでしょうか。この点での四日市市の見解と対策についての見解を伺いたい。</p>	<p>工場立地法成立時の国会審議において、コンビナートの災害防止については、保安法体系の中で強化することで整理された経緯もあり、例えばタンクの安全性については、過去のタンク火災を教訓に、消防法などの関係法令で規制されているとともに、対策が強化されてきたと考えています。各種自然災害への防災・減災につきましては、それぞれの状況に応じた対策を市と事業所が連携し、引き続き取り組んでまいります。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
12	<p>1. 現状の基準すら満たされていないのに緩和するのはおかしい。</p> <p>2. 住宅・工場混在の四日市にあっては、特に塩浜地区においては、災害の危険性から、むしろ厳しくする必要はある。</p>	<p>・本市では工場立地法が施行された昭和 49 年以前から立地している工場が多数あり、法令の規定が後から設けられたため、ご意見にもありましたとおり、緑地面積が規定の面積よりも少ないケースが多く、コンビナートを中心に、今回の検討案である環境施設面積率 15%に達しない工場もあります。それらの工場では、面積率の見直しを行ってもなお、緑地を増加させる義務が継続され、法的には、設備を新しく設けるごとに一定の緑地を設置することが求められますので、設備投資を促進することが緑地の増加につながる面があります。今回の見直しにより最低限必要となる緑地面積、環境施設面積の割合が下がることで、敷地面積に限りがある多くの工場において、投資が行いやすくなるが見込まれ、結果として、工場敷地周辺部の緑地の増加につながるものと考えております。</p> <p>・ご意見にありました災害の危険性と工場立地法上の緑地との関係につきまして、緑地が防災の役割を果たすケースは考えられますが、工場立地法成立時の国会審議において、コンビナートの災害防止については保安法体系の中で強化することで整理された経緯もあり、工場立地法上の緑地の量を、災害防止の観点から検討することには慎重を期す必要があると考えております。今回の見直しは、工場と周辺地域の住環境との調和を図るため、工場敷地内周辺部の緑地が維持される面積割合（環境施設面積率 15%以上）を設定したところです。</p>
13	<p>「工業地域・工業専用地域」の「既存工場」について、「緑地面積率」を現行の「15%以上」から「10%以上」に、「環境施設面積率」を現行の「20%以上」から「15%以上」に下げたいとのことですが、このご提案には賛成できません。</p> <p>「条例制定の考え方」として、「市内企業の市外流出防止や再投資促進等の観点」が掲げられていますが、当該面積率を下げるのが「企業の市外流出」を防止し、「再投資」の促進に資するとは思われないからです。以下、具体的に理由を述べます。</p> <p>四日市市の「既存工場」というと、まず臨海エリアが想定されますが、そこに「再投資」がない、あるいは他地域への「流出」があるとすれば、何よりもまず、近い将来間違いなく起きるであろう南海トラフ地震によって被害を受けることが高い確度で想定されるからに他なりません。多少「緑地面積率」や「環境施設面積率」を下げたところで、津波による浸水や揺れによる液状化等が想定されるエリアに好んで「再投資」する企業があるでしょうか。たとえば、津市あかつ台にある工業団地（中勢北部サイエンスシティ）などには、新たに臨海エリアから移転してくる事業所があると聞き及びます。今企業が求めているのはこうした防災面で安心できる立地環境ではないでしょうか。</p> <p>また「投資」促進という観点から申しますと、たとえば日銀による金融緩和（マイナス金利政策）は、企業投資を促す目的で始められたものですが、ご承知のよう一向にその成果は見えてきません。企業投資の不発はもっと他に原因があるのであって、決して「緑地面積率」や「環境施設面積率」を下げることで促されるものではないことを示しています。</p> <p>最後に、これが最も重要なことですが、臨海エリアの「既存工場」というと、何よりも石油化学コンビナートを想起しますが、この老朽化した工場群こそ南海トラフ地震によって大火災が発生するのではないかと危惧されていますし、一旦炎上すれば近接する民家密集地域への延焼は避けられません。こうしたことを考えると、防火帯の維持という観点からも「緑地面積率」や「環境施設面積率」を下げるご提案には全く賛成できません。</p>	<p>・企業の投資判断につきましては、交通インフラ、操業コスト等様々な要素を検討し、総合的に判断するものと思われま。ご意見にありましたように、防災面での安心できる立地環境も重要な要素であると思えます。一方で、立地上、交通インフラが充実し、四日市港に近い臨海部であることが生産をするうえで不可欠であるコンビナート企業も多いことから、緑地面積率等の見直しにより、老朽化した施設をより安全性の高い施設に更新することを促進することも、臨海部コンビナートを有する本市としては必要であると考えております。</p> <p>・工場立地法成立時の国会審議において、コンビナートの災害防止については、保安法体系の中で強化することで整理された経緯もあり、例えば、コンビナートに設置されているタンクなどの施設は、火災などが発生した時に付近の建物等に影響を及ぼさないように、消防法などの関係法令で、一定の距離を保つように規制されています。ご意見のように、工場立地法上の緑地が防災の役割を果たすケースは考えられますが、防災を主たる目的に検討することには慎重を期す必要があると考えております。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
14	<p>公害の歴史をもつ四日市は現状の緑地面積を維持してください。緩和する条例に反対します。現在でも火災や爆発が時々起こり、大災害になる可能性もあります。その時に、緑地面積がもう少しあったら!!と後悔しても遅いのです。緩和方針が関係する工場はコンビナートを中心に8割近くあります。それらの緑地面積が減ってしまったことを想像してみてください。四日市市民の安全が守られますか？</p>	<p>・工場立地法成立時の国会審議において、コンビナートの災害防止については、保安法体系の中で強化することで整理された経緯もあり、例えば、コンビナートに設置されているタンクなどの施設は、火災などが発生した時に付近の建物等に影響を及ぼさないように、消防法などの関係法令で、一定の距離を保つように規制されています。ご意見のように、工場立地法上の緑地が防災の役割を果たすケースは考えられますが、防災を主たる目的に検討することには慎重を期す必要があると考えております。</p> <p>・ご意見のとおり、今回緑地面積率等を見直す区域にコンビナートは位置しておりますが、コンビナートには工場立地法が施行された昭和49年以前から立地している工場が多数あり、緑地面積が規定の面積よりも少ないケースが多く、今回の検討案である環境施設面積率15%にも達しない工場もあります。それらの工場では、面積率の見直しを行ってもなお、緑地を増加させる義務が継続され、法的には、設備を新しく設けるごとに一定の緑地を設置することが求められます。今回の見直しのように最低限必要となる緑地面積、環境施設面積の割合が下がれば、敷地面積に限りがある多くの工場において、投資が行いやすくなることを見込まれ、結果として、工場敷地周辺部の緑地の増加につながるものと考えています。</p>
○ その他		
15	<p>四日市らしき物事を出根とする工事、教育すべて考えて行う事が第一条件である事。四日市姿勢が良くなった現上をよく考えて市勢を保て下さる良うにお願い申す。人間社会わ特に思う（無理すると市勢をこわす）</p>	<p>環境と産業の両立を掲げる本市といたしましては、工場周辺地域の住環境に配慮しつつ、企業の設備投資にかかわる緑地面積率の見直しを検討したところでございます。</p>
16	<p>「工場敷地緑化面積削減」に反対します。</p> <p>公害判決以後決められた緑化面積ではあるが、当時すでに存在していた工場でも、緑化に伴って、味の素のジオパークができ、四日市火力の緑地にはキジが居たし、飛島の発電所ではミミツクの夫婦が住んだ時期がある。人間ほど自然破壊にかかわった地球上生命はない。緑化は「地球生命の共棲」のために人類が果たすべき最低線の義務である。</p> <p>1、工場敷地緑化の事実上の中身 「敷地緑化」とはいうものの、事実上「隣接地との境界付近」「法で縛られた『建物や住宅地からの隔離距離』内」「のり面」など、事実上使えない土地が多いのではないかと詳しく調べて公表すべきだ。</p> <p>2、「逃げ出したい」企業名を公開すべきだ 商工課が音頭をとっているようだが、事実上は企業や議員の圧力にさらされてのことだろう。どの会社が「逃げよう」としているのか企業名を公表するのが筋だ。市や商工課を挟んでの養成や抗議では、隔靴搔痒にならざるを得ない。</p> <p>3、商工課が「緑化の緩和」を言い出せる体制が問題だ 原発の推進官庁である通産省（現経産省）の中に、原子力安全保安院があり、様々批判されてもそのまま放置して、福島第一事故に至った。その結果やっと規制委員会ができ環境省の所管になり、推進⇨規制の形が整った。 商工課の目的が「工場が逃げ出さないため」とあからさまに述べているように、当市では 推進⇨規制 関係が全くなく、推進側優位に作用する体制になっているから提起された事例で、許しがたい。あらゆる問題で 推進⇨規制 の体制整備をするべきだ。以上</p>	<p>・工場立地法においては、工場敷地内で緑地を確保するものであり、対象となる各工場の具体的な配置状況について、公表する予定はございません。各工場における周辺地域の土地利用状況等を勘案して、その地域の住環境の保持に最も寄与するような緑地の配置や種別について、引き続き指導に努めてまいります。</p> <p>・市内企業の市外流出の状況につきまして、現段階では具体的に把握しておりませんが、現状の社会情勢を踏まえて、今後流出の可能性もあると危惧しているところです。</p> <p>・今回の工場立地法に基づく緑地面積率等の見直しにつきましては、市議会、市民、企業の皆様から幅広く意見をいただきながら、関係部局も含めて市全体で検討したものであります。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
○ 産業振興		
17	<p>今回の条例案は現状に即した内容であると考える。</p> <p>平成 28 年経済産業省の調査によると、311 の自治体が緑地面積率を緩和しており、工場の市外転出防止や設備投資の促進、新たな企業の誘致につなげている。</p> <p>工場立地法制定当初から工場環境は大幅に改善され、住居との調和も取れているため、工業地域・工業専用地域の緑地面積率緩和が住環境に与える影響は少ない。</p> <p>こうした状況は四日市市にも当てはまり、環境に配慮しつつ、地域経済の発展を目指し、時代に即した規制へと見直していくことが妥当。</p>	<p>本市といたしましては、東海エリアの西の中核産業都市として飛躍するため、ご意見にありますように、今後とも環境に配慮しつつ、地域経済の発展を目指し、時代に即した企業にとって投資しやすい制度の運用に努めてまいります。</p>
18	<p>・今回の市準則条例（案）に対する意見として、「四日市公害」が発生した土地柄および「工場立地法」の施行の経緯を鑑みた場合、当市が新たに緑地面積率等定めた市準則条例（案）に反対の意見も出てくると推察するが、総合的に判断した場合、私は下記理由により、市準則条例（案）に賛同する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>四日市市は臨海部の工業地帯を抱え、古くから立地の工場も多く、新增設時の義務緑地に苦慮している。そのため、設備投資や活性化が飛躍的に進んでいない。</p> <p>S49 年の法施行時の狙いは、工場側の騒音や粉塵などを緑地で遮り、周辺への影響を防ぐことを目的として一定の成果を挙げてきた。一方で、法施行以降 45 年が経過し、緑地を更に配置することに力を注ぐよりも、環境にやさしい最新技術の設備・装置を導入した方が効果的である面も多く見受けられる。例として車と言えば、古い自動車で真っ黒な排ガスを出し続けるよりも、最新鋭のハイブリッド・PHV 車、電気自動車を導入することで燃費や排ガスが抑えられ環境にも良い。</p> <p>「条例制定の考え方」についても、環境に配慮しつつ、企業の再投資促進を含めた設備投資がしやすい環境整備に向けた基準設定と記載されており、非常にシンプルで分かりやすい内容の条例（案）であると理解する。</p>	<p>ご意見にありましたように、緑地面積率を見直すことで、敷地に余裕のない工場での新たな設備投資を促す効果もあり、老朽化した設備が最新の設備に更新されることにより、省エネ効果が高まり、環境面や安全面もより向上するといった効果もあると考えています。</p> <p>工場周辺地域の生活環境に配慮しつつ、企業の投資がしやすくなるなど、本市産業の活性化が図られるよう努めてまいります。</p>
19	<p>四日市市が産業都市として大きく発展する基礎を築いた臨海部工業地帯は国内有数の生産拠点として日本経済を支えてまいりました。</p> <p>一方で、臨海部工業地帯で操業する企業の多くは、国内外での競争の激化、国内需要の減少などに加え、環境保全の取組みが求められるなど取り巻く環境が変化中、生産性の向上や製品の高付加価値化、環境保全対策の強化といった課題を抱えています。</p> <p>また、そうした工場の中には、建設後約 50 年が経過し老朽化しているところも多く、こうした課題を解決するため生産効率を上げるための設備投資やより環境負荷の少ない設備などを導入しようとしても、工場立地法への適応がそれを妨げる要因の一つとなっており、その規制緩和が求められています。</p> <p>現代では工場立地法が制定された当時と比べて、企業の環境に対する社会的責務が増していることや、国際的な環境基準の整備が進んでいること、それを支える環境保全技術が大きく向上していることなどから、工場操業時における環境負荷は大幅に低減しています。</p> <p>四日市市のより一層の産業振興と環境保全に対する取り組みを進め、企業から魅力的な立地先として選ばれ続けるとともに市民の豊かな暮らしを実現していくためにも、今回の市準則条例（案）の制定は必要であると考えます。</p>	<p>ご意見にもありました、市民の豊かな暮らしを維持するため、環境の保全を図りつつ適正に工場立地を行うという理念のもと、工場立地法の適切な運用を行ってまいります。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
20	<p>「(仮称)四日市市工場立地法市準則条例(案)」について、以下の理由により、本案をもって早急に条例化していただきたいと考えます。</p> <p>1 四日市市は、準則例を早期に制定すべき立場にある。工場立地法は、四日市公害裁判をきっかけに、企業の公害責任が問われるようになり、全国各地で工場建設の反対運動がおこるようになったことを背景に制定された。従って、四日市市民は、他地域に比べて、工場立地法に対する関心が高いことが推測される。工場立地法の制定背景に照らすと、四日市市は、本来、他地域よりも率先して、「工場立地法により規制されている、工場の新設や増設の際に整備が必要となる緑地の面積率等を、市の条例により新たに定める」検討を進めるべき立場にあり、この度、条例化を検討されたことは、高く評価されるべきであると考えます。</p> <p>2 四日市市の環境整備力の向上と税収確保につながる。今回の準則条例案は、基準となる緑化率が新たに設定され、一部規制緩和となる部分があることから、その方向性に反対意見の方もいるであろう。しかしながら、規制を緩和することにより、既存工場は、設備投資の機会が増えることが期待され、その際に、基準となる緑地率に合致するように緑地を増やす機会が増大することになる。従って、四日市市内の緑地量の増加が期待される条例であると考えられる。また、このような条例が産業政策に力を入れる都市として高く評価されることになり、適正な緑地を整備した事業所が増加することが期待される。昨今、環境規制の強化や公害防止技術の向上等により、工場が環境に与える影響は確実に低下していることから、工場立地が環境保全を図りつつ推進されることを実現すると工場立地法の趣旨が引き続き尊重されていることに疑いの余地はない。企業の立地や追加投資の障壁を取り除くことにより、雇用確保・創出を促し、市内経済の活性化が図られ、税収の確保が期待されることから、ぜひ本条例を成立して頂きたい。</p>	<p>ご意見にありましたとおり、検討案のように緑地面積率を見直すことで、敷地に余裕のない工場での新たな設備投資を促す効果もあり、結果として、省エネ効果が高まり、環境面や安全面もより向上するといった効果も考えられると思います。</p> <p>工場周辺地域の生活環境の保全を図りつつ、企業の投資がしやすくなるなど、本市産業の活性化に資するよう努めてまいります。</p>
21	<p>本規制の緩和には大いに賛成である。</p> <p>国の方針を踏まえ、各自治体へ工場立地法にかかわる緑化率の設定が移行され各自治体の現状に合わせた緑化率や代替え措置の多様化が進んでいる。</p> <p>企業の製造拠点が海外へシフトする中で、日本国内での企業誘致及び働く場所の確保面からも本規制の緩和は事業拡大を考える企業と働く物にとっては重要と考える。</p> <p>現状では、技術の進歩や各企業における環境対応は大きく改善され、法の設置当初の目的に沿った環境問題も減少していると考え、また、緩和措置についても工業専用地域に限定している事で、周辺の影響は軽微と考える。</p> <p>今後は本来の法趣旨を損なわないと言う意味でも、緑化率見直しにとどまらず、敷地外緑地制度(未整備森林整備)などを緑化対策の一部として認め多様化する事で二酸化炭素吸収による地球温暖化防止にとどまらず、水資源のかん養や山地災害の防止など災害に強い地域作りも工場の局所でなく自治体全体として考え展開される事に期待する。</p>	<p>ご意見のとおり、周辺地域の環境維持と並んで、地域住民の働く場所の確保も重要であり、検討案による緑地面積率等の考え方は、企業の投資をしやすくし、ひいては雇用の増大につながるものであると考えます。敷地外緑地などの緑化に資する手法の多様化をさらに検討していくことも、工場立地法の主旨である、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるために有効であると考えています。</p>
22	<p>四日市市内の工場の緑地の割合を下げる案に賛成です。外から工場や事業を誘致することで、四日市市の税収も増え、市民サービスの充実につながると考えます。過去の公害は、教訓としてこれからも語り継いでいく必要がありますが、公害と緑地面積の話と同じ土台で議論することは違うのではないかと思います。四日市に新たな企業あるいは、工場内の空き地に新しい設備の設置検討が行われる際に、緑地の割合がネックになり、海外や他場所に決定してしまうといった事例が、増える前に手を打つことに賛成です。</p> <p>これからの継続的な四日市の発展に向けて、よろしく願いいたします。</p>	<p>ご意見のように、産業の活性化を図ることで市民サービスの充実につなげていき、本市が東海エリアの西の中核産業都市として飛躍するため、環境の保全を図りつつ適正な工場立地を行ってまいります。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
23	<p>環境保全を図りつつ、産業振興による一層の経済発展を行えると考えますので、本案に賛成します。三重県が平成 30 年 11 月 9 日に公表した、「みえ産業振興ビジョン」によると、第 4 次産業革命等への適応等 5 つのイメージ、7 つの課題、4 つの取組方向が提示されています。</p> <p>四日市市の市内総生産は県内随一であり、ビジョン達成のためのトップランナーとしての役割が期待されていると思います。具体的な政策としては、既存企業の再投資や新規企業の進出の促進が挙げられますが、今回の条例案はそれに応えるものです。</p> <p>四日市市は工場立地法制定のきっかけとなった四日市公害裁判の現場ですが、各種環境関連法令・条例の整備、公害対策技術の進歩、教育等を通じた市民意識の向上と企業姿勢の変化もあり、今回の新基準により工場と周辺環境の調和が損なわれることは無いと思います。</p>	<p>検討案により、市内企業の再投資や新規立地の促進を目指しておりますが、周辺の住居と近い工場敷地内の周辺部の緑地は引き続き確保されることと、緑地面積率等の見直しにより設備更新が進み、結果として省エネ効果が高まり、環境面や安全面がより向上するといった効果もあるものと考えています。</p> <p>工場周辺地域の生活環境の保全を図りつつ、企業の投資がしやすくなるなど、本市産業の活性化に資するよう努めてまいります。</p>
24	<p>結論：是非とも本条例案を可決いただきたい。</p> <p>本市は臨海の石油化学コンビナート、内陸部の自動車関連・半導体関連産業を中心に、産業都市として発展してきた。</p> <p>これら産業の発展が、税収増加、地元雇用の創出、人口増加等をもたらし、本市の活力の源となっていることは、本市で育ち、生活している住民として身をもって実感しているところである。</p> <p>よって、今後も継続的に本市が発展していくため、企業の進出や既存企業の投資促進につながる市政実行が不可欠と考えている。</p> <p>しかし、昨今、他市町村が、今回の条例案を超える大幅な緑地率緩和等を実施し、企業の誘致等にまい進している一方、本市は後塵を拝しているように思われる。</p> <p>公害を経験した四日市市という土地柄、「規制緩和」をネガティブに捉えがちであるが、環境関連技術の進歩をはじめとする社会変化に即した規制緩和は、むしろ歓迎すべきである。</p> <p>今回の条例案は、企業において活用可能な敷地面積が増加、緑地の維持管理費削減等、多岐にわたり現行条例を大きく上回るメリットがある。</p>	<p>工場立地法に基づく施策に関し、工場立地を環境の保全を図りつつ適正に行うという法の理念を踏まえたくうえで、ご意見にありましたように、社会変化に即した運用を行っていきたいと考えております。</p>
25	<p>本市条例に賛成です。</p> <p>産業都市として市の活性化及び、他県市及び海外への流出を避けるため、企業誘致に不利とならないために条例を変えていくべきだと考えます。(産業の衰退、企業誘致への失敗となる前に)</p> <p>今後も環境には当然配慮しつつ、地域経済、産業の発展を目指し、現状にあった規制へと見直していくことで、四日市市の活性、発展に繋がっていけばと思います。</p>	<p>ご意見にありましたように、環境に配慮しつつ、地域経済、産業の発展を目指して、現状に即した見直しを進めてまいります。</p>
26	<p>緑地比率の低減をお願い致します。</p> <p>現在の事業所敷地おける空地は限れ、生産設備はもとよりそれに伴う環境設備の増設も困難な状況です。今後の CO2 削減等の対応からも是非条例改正をお願いしたい。尚、敷地外への緑地の移設や、里山を管理して保全に努めること等を代替案して対応すれば、住民様のご理解もいただけると考えます。(例：芝生のグラウンドを作り住民に使ってもらう等)</p>	<p>工場から一定の距離内にある、当該工場が有している緑地等の活用についても、緑地確保の有効な手段であると考えております。また、緑地面積率等の見直しにより設備更新が進み、結果として省エネ効果が高まり、環境面や安全面がより向上するといった効果もあるものと考えています。</p> <p>ご意見のように、様々な選択肢を検討し、工場周辺的生活環境の保持に寄与する緑地の確保のしやすさの向上に向けて努めてまいります。</p>
27	<p>賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業（コンビナート含）は、過去から本工場立地法に則り、操業している ・企業は、新設備の投資、設置を検討するも、土地が無い事や、緑地の確保等で苦労している ・本条例の改正により各企業が新規事業や、投資増に繋がると考えます 	<p>ご意見の通り、検討案により各企業の投資増が期待されます。また、法が施行された昭和 49 年以前からの工場が多数ある本市では、今回の検討案である環境施設面積率 15%にも達しない工場もあり、それらの工場では、設備を新しく設けるごとに一定の緑地を設置することが引き続き求められます。投資の増加に伴って、工場敷地周内の緑地の増加につながるものと考えています。</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
○ 環境・防災など様々な点からの意見		
28	<p>1、工場立地法準則条例について 企業から得られる「税」収入は、当市の新総合基本計画実行における原資の源泉であること、また、事業者が当市で事業を継続し（BCP）を進めていくには、他市に比べ優位性がないと投資意欲もなくなり、企業のBCPが進められないことは四日市市の財政基盤が破綻し、市民生活に欠かせない行政サービスの円滑性、活性化が無くなり、また、老朽化が進む上下水道等のインフラ整備が遅れる要因となり、市民生活に与える影響は計り知れないものがあると思料されますことから、準則の改定については理解できます。しかしながら、準則の改定が企業の生産性に置くとすると、過去の苦い経験（四日市公害）忘れることにつながりかねません。四日市公害という事実を忘れてはなりません。</p> <p>2、緑化率の緩和と公害のイメージとの関係 四日市公害の原点である塩浜第1コンビナートにおいて、緑化率が緩和されることは環境行政の後退を印象付けるようではありますが、環境基準は達成され、公害病認定患者の発生もなくなり、他市に比較してもきれいな環境を維持継続していることを市民に理解してもらうことが肝要です。企業と住民との信頼関係が最も大切であります。最近もコンビナート企業における爆発事故や小火、液漏れ等のトラブルが発生しています。一つのトラブルで信頼関係は一日にしてなくなります。行政側的確な指導・監督が求められます。</p> <p>3、どこに緑地帯を設けるか 見た目の感覚・景観もとても大事です。その意味から、緑化率の緩和政策を進める中で、どこに緑地帯を設けるかは重要なポイントになります。例えば、住工が近接している地域の周辺や、学校に近い所には、集中して緑地帯を設けることを提案します。 *緑地帯は、津波、高潮、洪水等で事業所内から流出物が場外に流れ出さないよう高さのある緑地帯が望ましいと考えます。（幅10m高さ5mぐらい）</p> <p>4、緑化の推進基準の設定を 緑化率を緩和しても、未達の事業所は多いかと思えます。緩和した緑化率をプラントの新増設等に合わせて緑地帯を設けるのではなく、現状をベースとして、例えば5年以内には達成させるよう行政指導することが望ましいと考えます。公害防止協定・災害防止協定を締結している企業には、5年以内に未達の緑化率を達成するよう計画書の提出を求めたい。</p> <p>5、工場周辺に事業所税の重点配分を 緑化計画を事業者だけに求めるのではなく、行政としての緑化計画、景観整備計画を並行して進めるべきです。多くの企業から毎年事業所税が納付されます。その税が、事業所や事業所周辺に住む住民の理解と納得が得られるよう配分して頂きたい。例えば、塩浜地区の平和公園の所を整備すべきだと思えます。 以上、工場立地法の緑化率の緩和が市の産業政策と環境政策、危機管理政策と相まって進められ、市民が快適で安心、安全に暮らせるよう活かしていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討している見直し案は、本市が東海エリアの西の中核産業都市として産業競争力を維持するため、市内企業の再投資や新規立地の促進を目的の一つとしており、ご意見のとおり、事業活動に伴う税収入の増加は、本市の財政基盤の安定につながり、市民生活に欠かせない行政サービスの円滑化、活性化につながるものと考えます。加えて、投資の促進は、老朽化した設備が、省エネ効果が高く、環境面や安全面がより向上している最新の設備に切り替わる効果も期待できます。 ・甚大な産業公害を経験しました本市では、これまで、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和51年度には、ぜん息の主な原因とされる二氧化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。本市といたしましては、二度と公害を起こさないという決意のもと、さらなる環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。 ・コンビナートで周辺へ影響を及ぼすおそれのある事故等が発生した際には、周辺地域の方々への情報の共有が重要であることから、地域の代表者、企業代表者、行政が参画している協議会を定期的に開催し、公災害について意見交換しております。コンビナート各社が加盟する四日市コンビナート地域防災協議会においては、同種事故の再発防止を目的に、企業間の情報の共有や再発防止策の水平展開を行うなど、原因究明と再発防止対策の徹底について指導しております。 ・緑地帯につきまして、工場立地法では、原則工場敷地内で緑地を設けることとされております。今回の見直し案のとおり工場敷地内の周辺部への設置を維持するとともに、各工場における周辺地域の土地利用状況等を勘案して、その地域の生活環境の保持に最も寄与するような緑地の配置や種別について、引き続き指導に努めてまいります。 ・現在、本市は45社と公害防止協定を締結して、様々な環境対策について協議し、企業には環境改善に努めていただいているところです。公害防止協定の協議の際、様々な環境対策の中で緑地率の確保についてもはたらきかけをしてまいります。一方、緑化の推進基準について、期限を設けて緑地面積率の達成を強いることは、現有の施設の縮小などを強いることにもなりかねないため、慎重に検討する必要があると考えます。 ・事業所税につきましては、人口や企業が集中することに伴って必要となるインフラの整備や、維持・更新に要する費用に充てることとなっており、ご意見につきましては、今後、事業所税の使途を考える際の参考とさせていただきます。 ・環境と産業の両立を目指す本市としましては、策定中の総合計画の案に基づき、公共空間における緑の創出や工場等への効果的な環境監視の実施等の環境施策、地域住民の安全を第一とした防災への取り組みなどととも産業振興を図り、総合的な施策展開により快適で、安全・安心なまちづくりを行ってまいります。

No.	意見の内容	意見に対する考え方
29	<p>※基準を現状維持の立場で下記の通り、意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境を守る立場からも、基準は現状のまま維持して頂きたい。 ・予想される地震後に起こる災害のためにも、基準を守って欲しい。 ・かつての四日市公害を忘れないで欲しい。 ・周りに住んでおられる住民のためにも、避難地として、空気の汚染防止として、基準を下げないで欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甚大な産業公害を経験しました本市では、これまで、市民、企業、行政が一体となり環境改善に取り組んできた結果、昭和 51 年度には、ぜん息の主な原因とされる二酸化硫黄濃度が、国の基準を市内全域でクリアするなど、大幅に大気環境が改善し、今では、良好な環境を保っております。本市といたしましては、二度と公害を起こさないという決意のもと、さらなる環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。 ・一方、環境保全と産業振興の両立を目指す本市としては、雇用や税収の確保など市の活性化につながる産業振興も重要であり、今後ともより良い環境を維持していくためには、企業の協力も必要であると考えています。このため、今回の検討案は、工業地域・工業専用地域に限定しており、また工場敷地内の周辺部の緑地が維持され、環境面、安全面に即した設備への更新に資することから、本市としては環境と産業の調和が図られた取り組みとして進めてまいります。 ・工場立地法成立時の国会審議において、コンビナートの災害防止については、保安法体系の中で強化することで整理された経緯もあり、例えば、コンビナートに設置されているタンクなどの施設は、火災などが発生した時に付近の建物等に影響を及ぼさないように、消防法などの関係法令で、一定の距離を保つように規制されています。工場立地法上の緑地が防災の役割を果たすケースは考えられますが、防災を主たる目的に検討することには慎重を期す必要があると考えております。なお、検討案では設備の更新が促進されることが見込まれ、老朽化した設備が、より安全性の高い設備になることが期待されます。 ・工場立地法上の緑地は、基本的に工場の敷地内で確保されていることから、緑地であるとは言え、工場内の敷地を避難地として活用することは難しいと考えます。
30	<p>緑地面積率等の緩和に反対です。以下、いくつか理由を申し述べます。</p> <p>A、まずは公害判決、米本判決から考えてです。</p> <p>判決は「立地上の過失」「最高の技術で公害防止を」と断罪しました。それから 47 年基本的なことは解決されていません。私たちがコンビナート事故の危険と同居している生活は改善されておりません。緑地の設定は事故・災害から私たちのいのちと生活を守る最小限さやかな防波堤です。それを、工場流出の防止、企業の投資環境の整備等の一方的な理由で少なくすることは、判決の主旨に真っ向から対立する所業でとうてい賛成できません。</p> <p>B、現状から考えてみます。</p> <p>「住工混在」は解決されていません。道路一つで隔てられた工場と住宅の様子は七つ屋町に降り立てば一目瞭然です。後から来たコンビナートが何ら遠慮することなく、境界に緑地帯を設置することもなく、居座り続けているといっても過言ではありません。すでに企業は海外に流出し、国内に統合され、資本移転は進んでいます。今はイノベーション施設に切り替えたり、コンビナート敷地内に空き地が増えているのには驚きます。多々あるパイプラインの老朽化や危険性も考えるなら、この際、植樹をして緑地率を高めこそすれ、率を下げる考え方は、市が現場を見ていない証左でもあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法成立時の国会審議において、コンビナートの災害防止については、保安法体系の中で強化することで整理された経緯もあり、例えばタンクの安全性については、過去のタンク火災を教訓に、消防法などの関係法令で規制されているとともに、対策が強化されてきたと考えています。各種自然災害への防災・減災につきましては、それぞれの状況に応じた対策を市と事業所が連携し、引き続き取り組んでまいります。 ・本市においては、ご意見のとおり、住工が隣接している地域が一部で見られますが、これらの地域に位置する工場におきましては、工場立地法が施行された昭和 49 年以前から立地している工場が多数あり、法令の規定が後から設けられたため、緑地面積が規定の面積よりも少ないケースが多く、今回の検討案である環境施設面積率 15%にも達しない工場もあります。それらの工場では、面積率の見直しを行ってもなお、緑地を増加させる義務が継続され、法的には、設備を新しく設けるごとに一定の緑地を設置することが求められます。今回の見直しにより最低限必要となる緑地面積、環境施設面積の割合が下がることで、敷地面積に限りがある多くの工場において、投資が行いやすくなるが見込まれ、結果として、工場敷地周辺部の緑地の増加につながることも考えられます。また、老朽化した設備が最新の設備に更新されることにより、省エネ効果が高まり、環境面や安全面もより向上するといった効果もあると考えています。

No.	意見の内容	意見に対する考え方
30 続	<p>C、東南海大地震の心配の中 東北大地震を経験し、今年の台風 19 号をはじめとする大災害を見るにつけ、災害への心配は高まるばかりです。活断層の上に立地するコンビナートですし、埋め立て地の軟弱地盤に造成された工場群は決して災害に強くないのは素人にも分かります。私たちは四日市公害判決を今に活かすという思いで郷成文さんや宮入興一さんの講演会を開催してきました。何人もの皆さんが警告するように、今こそ防災・減災の町を作るのは焦眉の課題だと言わねばなりません。その時に緑地を減らしても企業を呼び込みたいそんな本末転倒、時代錯誤な考えは、住民の命や生活より企業の方しか見ていない棄民政治です。</p> <p>D、他市と比べても 今年の 8 月議会への提出資料の中で他都市の例を挙げていますが、川崎、北九州等は 15、20 の基準を維持しています。それを「四日市公害」で知られた四日市が緩和を強行すれば、あの 1987 年の公健法改悪の時の悪夢がよみがえります。51 の公害に関係する自治体に公害健康被害補償法の改廃を聞かれたとき、率先して手を挙げたのは四日市・楠・三重の 3 自治体でした。四日市市が公害がなくなったというなら、我が市はわがままは言えまいと、それによって全国の指定地域が解除され認定制度が形骸化され、その後の発症患者の補償制度を奪ったのです。再び、同じ轍を踏んで、日本の環境保全の歴史に逆行して汚名を残すことを私たちは望んでおりません。</p> <p>E、今の基準すら守れていない四日市 ①緑地面積率と②環境施設面積率の割合が現在それぞれ 15%以上、20%以上ですがそれを 10%以上と 15%以上に減らしたいと言うのが今回の改定（改悪）ですが、商工課自身の資料で実際は ① 11.2% ②12.6%で基準を満たしていないという状態だそうですね。緩和すれば、もっと緑地は減るでしょう。それを「投資促進をして緑地を増やす」という詭弁には驚きます。担当課長自身が分かりにくいでしょうがとおっしゃって見ましたが素直に理解できる論理ではありません。緑地は現企業の敷地に十分増やせる余地はあるのです。判決の理念を考えるならそんななし崩しでなく今の基準を堅持して、平均緑地率を上げればいいのです。昔のプラントはそのままで、新しいところは低い基準で再投資することを市民が知れば、企業とて企業イメージを損なうぐらいのことは分かるでしょう。</p> <p>F、環境保全課でなく、危機管理室でなく、商工課提案 今回のパブコメ募集が、環境保全課ではなく、商工課？というのは私たちも目を疑いました。緑地率を守り市民の立場で緑地を守ってきた環境保全課、いつ来るか分からない大災害に備える危機管理室、消防のみなさんと協議して出された条例改定提案でないことは審かです。商工課のみなさんは環境保全課等と今回のパブコメ募集で意見交換はされ、政策調整はされましたか。「市として」の提案だとおっしゃいますが、それは市が持つ一つの側面、産業振興の面だけを突出させた、今まで公害を出し、基準値までは排出する姿勢につながりませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見にありました北九州市は、準工業地域、工業地域、工業専用地域で緑地面積率を 15%以上、環境施設面積率を 20%以上とする市条例を平成 11 年に制定しております。さらに、一部の準工業地域を緑地面積率 10%以上、環境施設面積率 15%以上、一部の工業地域・工業専用地域の緑地面積率 7%以上、環境施設面積率 10%以上とする条例を平成 30 年に制定しております。本市の検討案は、準工業地域は緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上、工業地域・工業専用地域は緑地面積率 10%以上、環境施設面積率 15%以上とするものであります。工場立地法で、各市の自然的、社会的条件を考慮して工場敷地内の緑地率を設定することができるかとされており、北九州市も本市も、それらの条件を考慮したうえで、工場立地法の理念のもと設定した値であると考えています。 ・今回の工場立地法に基づく緑地面積率等の見直しにつきましては、市議会、市民、企業の皆様から幅広く意見をいただきながら、関係部局も含めて市全体で検討したものであります。 ・ご意見のとおり、過去の公害の歴史を踏まえ、その教訓を市内外はもとより、世界各国へ情報発信していくことは本市の責務であると考えますので、平成 27 年 3 月に閉館いたしました「四日市公害と環境未来館」を中心として、市民、企業、行政が一体となった本市の環境改善の取り組みをしっかりと発信してまいります。 ・環境と産業の両立を目指す本市としましては、策定中の総合計画の案に基づき、公共空間における緑の創出や工場等への効果的な環境監視の実施等の環境施策、地域住民の安全を第一とした防災への取り組みなどとともに産業振興を図り、総合的な施策展開により快適で、安全・安心なまちづくりを行ってまいります。

No.	意見の内容	意見に対する考え方
30 続	<p>G、緑地とはそもそも何のためか 「減災のため」「防災のため」ですよね！二酸化炭素の吸収もありますか。労働者の憩いの場でもありますよね。その上ビオトープなどあれば、鳥や虫たちの生態系循環を保證する空間でもあります。お聞きするところによれば、工場敷地内ではありませんが、今、国体開催に向け、中央緑地公園の整備が進んでいるようです。随分木々が減り、緑が減少していると私の友人が心配しておりましたが事実ですか？まさか、「四日市中央緑地公園」がすました顔で「四日市中央公園」になるなんて冗談ではありません。どうぞ、四日市だからこそ「緑地」を瞳のように大事にさせていただきますように！</p> <p>H、歴史から考えても 四日市は県の以前出した資料の中で、過去における四日市の大事故を紹介しています。 1972（昭和47）日本合成ゴム、1974（昭和49）日本アエロジル、1975（昭和50）大協石油、1978（昭和53）昭和石油シーバース、2007（平成19）新菱サービス…とひとつ間違えば大事故になった案件ばかりです。改善はされたとは言え、老朽化し続けるプラント、パイプラインは、私たちに安心を与えることはありません。せめて、緑地率を増やしてこうした事故時に緑のクッションになる措置を引き続いて講じていただきますようお願いするしかありません。四日市の歴史はそれを教えています。</p> <p>1、近隣住民、コンビナート労働者の要求から 以前、塩浜小学校の校長先生と磯津環境学校の通信『磯津通信』を届けながら親しくお話をさせていただく機会がありました。「学校では避難訓練をよくします。塩浜小学校は後ろが間近にコンビナートが迫り、グラウンドは鈴鹿川の河川敷の延長で液化化の危険が大いにあります。かといって高台はありません。（三浜小学校区の子らも統合し）一体、緊急を要するときどう子どもたちの命と安全を守ったらいいかと考えると解決策はありません」と苦しい胸の内を語ってくださいました。本当にまじめな校長先生ならだれ一人悩まない先生はいません。近くに住むみなさん、工場で昼夜交代で働く労働者のみなさんならなおさらでしょう。工場内の緑地を基準通り、または増やしていただければ万が一のいったんの退避場所になるやも知れません。工場と民家の間にもっと分厚い緑地帯を形成していただければ、爆発・ガス漏れからの少しは緩衝帯としての役目を果たしてくれるかも知れません。 かつての公害の時代に逆戻りするのではなく、少しでも住む人、働く人のいのちを第一に考えていただきたいと思います。</p> <p>J、経済政策、まちづくりからも 最後に、いやに振りかぶった言い方になりますが「安全安心のまちづくり」の観点から言っても、コンビナートだけの問題ではなく、緑のある街づくり、判決の言う立地上の過失を少しでも、早く解決して、住宅地域とコンビナート地域をしっかりと分離して、安全・安心の町四日市につくることは全市民の願いです！緑の豊かな四日市にして、訪れる人に「真に公害を克服し、人を大事にしている町」を示すのは私たちの喫緊の、切なる願いです。 以上の理由から、今回の緑地率の緩和には、到底賛成できません！</p>	前頁にて記載済

No.	意見の内容	意見に対する考え方
31	<p>今回の「(仮称)四日市市工場立地法市準則条例(案)」は、環境と産業の共生を図ってこられた本市のあり方から考えて、「積極的な規制緩和」とは見えず、また本市が望んでおられる工場の流出防止が担保されるわけではありません。いわば「消極的な規制緩和」となると考えられます。是非、さらに検討いただきたいと思います。</p> <p>この条例案では、企業側の規制緩和のみが対象とされ、工場周辺地域の生活環境との調和をどのように担保するかを示していません。企業側がWIN、生活環境はLOSEの関係であり、企業側・生活環境ともにWIN・WIN(すなわち共生)となる積極的な像を、是非、描いて欲しいと思います。</p> <p>かつて技術集積活用型産業再生特区(構造改革特区)が評価されたように、①「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(通称:地域未来投資促進法)」に基づく工場立地法の特例措置、あるいは②国際戦略総合特別区域の認定による工場立地法の特例措置を目指すほうが、より強力な規制緩和となるばかりでなく、産業の競争力強化や四日市市の産業活性化戦略にもつながると考えられます。</p> <p>また工場周辺地域の生活環境との調和に関しては、国の産業構造審議会が、改正企業立地促進法(地域未来投資促進法)における工場立地法の特例措置(工場立地法による緑地面積率緩和の規定よりもさらに一段切り下げを認めるもの)を議論する場合であっても、工場立地法の保護法益を担保することが前提となっています。このような経緯で地方自治体に権限移譲されたわけですから、貴市ではよりキメの細かい基準を設けるべきです。この点で例えば尼崎市では「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」を制定しており、工場立地法の規制緩和と工場緑化推進をワンセットとして条例化しています。また都市計画の様々な制度(都市計画マスタープラン・緑のマスタープラン・地区計画制度など)を活用することによっても、まちづくりとしての共生像を描くことができると考えます。</p> <p>たとえば第一コンビナートでは、工場立地法の緑地制約が多いなかでも徐々に工場内部ではプラントの廃止や、カスタマーと共同で研究開発や試作・検査する開発機能が強化されリストラクチャリングがはじまっています。しかし塩浜街道からみた景観は、ほとんど旧態然とした工場地帯の風景です。交通渋滞も依然多い状況です。従って今回の緑地規制の緩和では、例えば沿道については、自治体と企業が協働で、セットバック・道路拡幅・ファサードの景観などを総合的に整備すれば、次世代にふさわしい新たな研究・生産拠点としての整備が可能となると思われます。また飛び地も積極的に緑地と認めて、里山保全や河川環境保全を官民協働で実施することにより、より質の高い生活環境を保全することも可能と考えられます。</p> <p>一方、工場立地法施工後の丘陵地などでの既存工場の多くは、すでに基準を満たした緑地を確保しています。このような地域に、さらに一律に規制緩和してしまうことに、何の意味があるのでしょうか。</p> <p>南部丘陵公園は、工場立地法以前に第一コンビナート企業などが独自に緑地確保を行い、紆余曲折を経て市の公園として譲渡されたものです。霞緑地は、第三コンビナートの緩衝緑地として、官民協働で設けた緑地です。その結果、四日市市において一定の緑地が確保されています。決して行政だけ緑地が確保できたわけではありません。</p> <p>また四日市市では、総量規制や公害認定患者への給付など、国の制度に先行して地域独自に公害対策を展開されてこられました。</p>	<p>・工場立地法では、工場敷地内の緑地等の面積率について、各自治体がそれぞれの自然的、社会的条件を踏まえ、区域を定めて国の定める範囲内で設定することができます。国の基準で、区域は都市計画法上の用途地域を基に4つに区分されており、「第3種区域」に相当する工業地域、工業専用地域では、緑地面積率を5%から20%の間、環境施設面積率を10%から25%の間で下限値を設定することができます。今回の検討案は、当該法の規定に基づき見直しを行うものであり、工場立地法の保護法益を担保しているものと考えています。</p> <p>・工場立地法第4条に基づく国の準則(「工場立地に関する準則」※)において、工場とその周辺地域の調和を図ることを目的として、工場敷地内の周辺部に緑地を含む環境施設の15%以上を配置することが規定されておりますので、検討案では、環境施設面積率の下限値を15%に設定し、周辺の住居と近い工場敷地内の周辺部の環境施設を維持することで、工場周辺地域の生活環境との調和を担保したところがございます。また緑地面積率の下限値については、「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」で示された値の差に準じて、環境施設面積率の下限値より5%低い値を採用したところであります。</p> <p>・工場立地法第4条の2において、市は、区域ごとに緑地面積率等を定めることができると規定されておりますので、ご意見のように、同一区域内で新設・増設で区別して規制することは、法の意図に反する面があると考えております。また、今回見直す区域として用いる工業地域・工業専用地域は、都市計画法で「工場の利便性を増進するための地域」とされていることから、区域の区分として用いたものであります。平成15年1月より施行されております三重県の「工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例」においてもこの分け方が用いられており、先述の国の基準(「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」)においても、工業地域・工業専用地域は「第3種区域」として区分され、緑地面積割合が設定されております。</p> <p>・ご意見にありました地域未来投資促進法による見直しにつきまして、本市では、特定の企業や企業群だけを見直しの対象とするのではなく、市内の工業地域・工業専用地域全体の投資の促進を図る目的から、今回の検討案に至ったところでございます。</p> <p>・工場立地法で、各市の自然的、社会的条件を考慮して工場敷地内の緑地率を設定することができるかとされており、公害問題を経験した本市並びに各都市ともに、それらの条件を考慮したうえで、工場立地法の理念のもと設定した規定であると考えております。</p> <p>・今回の検討案は東海エリアの西の中核産業都市として、都市間競争に打ち勝つためのインセンティブの一つであります。緑地面積率の低減分を企業に求めることなく、本市といたしましては、策定中の総合計画の案において、計画内に掲げる政策・施策にSDGsの17の目標を関連付け、取り組みを進めることとしており、公園緑地や道路等の公共空間におけるグリーン創出などの、緑豊かな住空間の形成を図っていくことや、工場等に対して効果的な環境監視を実施する等、全市的かつ総合的な施策展開により産業と環境が調和するまちづくりを行ってまいります。</p> <p>※工場立地に関する準則 第4条(概要)「環境施設の配置は、製造業等に係る工場の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合(以下「環境施設面積率」という。)が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。」</p>

No.	意見の内容	意見に対する考え方
31 続	<p>このような気概のある企業家・自治体職員の先人の努力が、公害に苦しみながらも産業と調和した工業都市をかたちづいています。先人の努力に敬意を表します。</p> <p>だからこそ、今回の条例案のような一律に緑地率を下げる安易な「消極的な規制緩和」には、違和感を感じます。四日市公害を経験しながらも産業と環境の調和を図ってきた工業都市四日市の、ver2.0とも呼べる新たな像を模索していただきたいと思います。夢のないプランを示しても地域の発展にはつながらないと思います。</p> <p>最後に今回のパブリックコメントを市内在住・市内在勤・市内在学に限定していることにも違和感を覚えます。コンビナート従業者の中には、現在四日市に在住してなくても、四日市ファンが多数おられます。このような潜在市民にもパブリックコメントをもらう姿勢を見せていただきたいと思えます。</p> <p>以下は重複しますが、四日市市の「(仮称)四日市市工場立地法市準則条例(案)」の問題点を列挙しておきます。</p> <p>(1)工場立地法の本来の保護法益を担保していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠が不明確なまま緑地面積率15%を10%に切り下げている ・工場周辺地域の生活環境との調和が担保されていない。 <p>(2)条例の内容があいまい＝現行の準則よりも無原則に規制緩和される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設・増設にかかわらず規制緩和することになる ・地域特性(臨海部・丘陵部)にかかわらず規制緩和することになる ・10%の緩和値が適用できる範囲を、野放図に工業地域・工業専用地域全域とするのではなく、臨海部のコンビナート地域・施策上の必要性が説明できる範囲に限定すべき。 ・改正企業立地促進法(地域未来投資促進法)による規制緩和は、工場立地法の保護法益の担保するため、緩和すべき範囲と説明できる重点促進区域を指定し、その中でのみ適用するしくみになっている。丘陵部の新規の工場立地にはこの法制度のような考え方で緩和すべき。 ・緩和分を、柔軟に敷地外緑地や屋上緑化、壁面緑化、緑化基金等のファンドへの寄付などを、地域の緑環境の質の維持向上施策としてとりあげるべき。 <p>(3)条例(案)には公害問題に苦労した四日市市としてポリシーが感じられない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害問題に苦労した都市(ex.川崎市、尼崎市など)は慎重な制度運用をしていることを踏まえるべき ・産業都市四日市市のSDGsとして産業と環境の調和は欠かせないと考えられる。単なる工業都市ではなく、都市の価値として産業と環境の調和のあるまちづくりを探索すべきである。 	前頁にて記載済